

⚠️ ご加入済の方は、特にお申し出のない限り自動継続となります。

令和6年度 保存版

三井住友トラスト・グループの皆さまへ

三井住友トラストパック

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)、所得補償保険、
団体長期障害所得補償保険のご案内

ケガの補償

最大 **37%**
団体割引等を適用!

家族も
安心

ご家族も
加入いた
だけます!

病気の補償

30%
団体割引を適用!

親介護の補償

37%
(傷害死亡・後遺障害)
団体割引等を適用!

30%
(親介護一時金)
団体割引を適用!

役立つ
保険

保険金支払実績

2,274件

約2億2,700万円

(令和5年4月1日～令和6年3月31日実績)

所得の補償 (従業員本人のみ)

短期補償コース

30%

団体割引を適用!

60才満了
プラン

65才満了
プラン

長期補償コース (GLTD)

30%

団体割引を適用!

申込締切

令和6年7月31日(水)

申込方法

WEB画面でお手続きください。WEB画面でお手続き
できない方は裏表紙の代理店・扱者までご連絡ください。

保険期間

令和6年9月25日(水)午後4時～
令和7年9月25日(木)午後4時(1年間)

保険料払込方法

令和6年11月の給与から毎月引き去り(12回払)

お問い合わせ先

裏表紙をご覧ください。

- 三井住友トラスト・グループのスケールメリットを活かした、団体割引30%・大口契約割引10%が適用されます。
※大口契約割引10%については傷害危険基本料率部分のみ適用されます。
- 割引率は保険金のお支払状況の実績などに基づいて毎年見直すことになっております。
- WEB画面でお手続きされない方は、パンフレット内の「WEB画面」を「加入申込票」に、「入力」を「記入」に読替ください。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

代理店・扱者 三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社

三井住友トラスト・グループの皆さまとご家族の「安心」のために。

三井住友トラスト・グループ団体保険制度は、三井住友トラスト・グループの皆さまがお手頃な保険料で総合的な補償を得られるよう考えられたグループ統一の福利厚生制度商品の一つです。
三井住友トラスト・グループのスケールメリットを活かした団体割引が適用されます。
皆さまのライフステージの変化に応じた保険の見直し、最適な保険セットの提案など、きめ細かなサービスも充実しています。

簡単な手続き

- 保険料は給与からの引き去り
- 医師の診査は不要で、加入手続きは簡単
- 保険金の請求手続きも簡単※
※WEBで事故請求できます。

退職後も団体割引等を適用して継続できます!

- 継続できます
 - 傷害セット
 - 疾病セット
 - 親介護の補償
- 継続できません
 - 短期補償コース
 - 長期補償コース (GLTD)

[制度の概要]

医療の補償

医療費と日常生活のリスクへの備え

傷害セット
(ケガの補償)

+

オプション

日常生活賠償補償、
弁護士費用補償

受託物賠償責任補償

携行品損害補償

ホールインワン・
アルパトロス費用補償

住宅内生活用
動産補償

7~8ページを参照ください。

疾病セット
(病気の補償)

+

オプション

三大疾病診断
保険金

介護一時金

葬祭費用
保険金

先進医療費用
保険金

9~10ページを参照ください。

親介護の補償

親御さまの介護にかかる費用の備え

最大500万円の一時金

11~12ページを参照ください。

所得の補償

働けなくなるリスクへの備え

短期の補償

←

所得を補償

最長1年間

→

退職期間満了退職

長期の補償

←

所得を補償

最長65才まで

→

健保・福利厚生

13~15ページを参照ください。

生活サポートサービスの各メニューが無料でご利用いただけます!
三井住友トラストパックにご加入の全てのお客様とその同居のご家族の方にもご利用いただけます。

ご相談
無料

団体総合生活補償保険などにご加入のお客様とその同居のご家族の方専用サービスです。
日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。
メンタルヘルス相談は、疾病セットと所得の補償(短期補償コース・長期補償コース)加入者ご本人専用のサービスです。

健康・医療

年中無休24時間対応

- 健康・医療相談 (医師相談は一部予約制)
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス(各種人間ドック機関紹介等)
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談 (医師相談は一部予約制)

メンタルヘルス相談

- 人事異動で仕事の内容や環境が変わってから、何週間も寝られない。
- 昇進して部下を持つようになってから、恒常的に頭痛がする。疲れやすく、週末休んでも疲れが取れない。何が原因なの?
- 仕事量が増えて、長時間残業が続いている。帰宅しても仕事のことが頭から離れず、寝られない。どうすればいいの?

臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家が、電話や対面で丁寧にお答えします。

電話相談

- 通話料無料
- 利用時間
平日: 9:00~21:00
土曜日: 10:00~18:00
- 回数制限なし

対面相談

- 事前予約制
- 1回50分以内
- お一人につき年間5回まで
- 利用時間
平日: 9:00~21:00 / 土曜日: 10:00~18:00
- 対面相談拠点数は各都道府県にある約170か所

介護

年中無休24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

認知症・行方不明時の対応相談

年中無休24時間対応

- 認知症に関する情報提供と悩み相談
- 地域包括支援センターの窓口等の紹介 等

暮らしの相談

平日 14:00~17:00

- 暮らしのトラブル相談(法律相談)
- 暮らしの税務相談 (弁護士・税理士との相談は予約制)

お客様の行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス

平日 10:00~17:00

- 子育て相談 (12才以下)
- 暮らしの情報提供(冠婚葬祭、ボランティア情報)
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

○サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

○平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月~金をいいます。
○お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
○本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
○本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

加入者要件

お申込人となれる方

- 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社および関連会社等のうち、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社を契約者とする**団体保険制度の包含団体に含まれる会社**(※)の役員・従業員に限りま
- アソシエイト社員・嘱託社員・専門社員・アルバイトの方もご加入いただけます。ただし、長期補償コース(GLTD)は、非常勤、パート、アルバイトの従業員等、健康保険の対象とならない従業員の方はご加入できません。
- 内定者もご加入いただけます。ただし、実際に入社しなかった場合には、加入が取り消されることになります。

(※)新規に加入される方
お勤めの会社が包含団体に含まれる会社かどうかご不明の場合には、代理店・扱者：三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社(裏表紙に連絡先あり)へご確認ください。

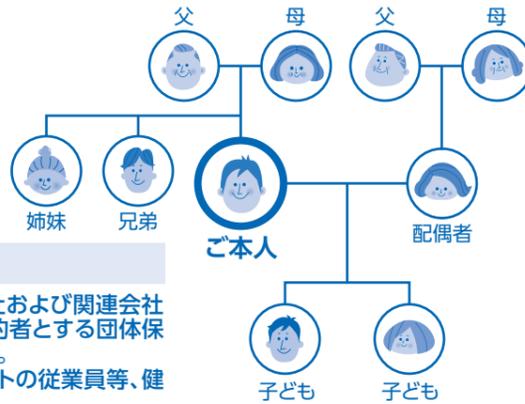


被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方 (*WEB画面のご本人欄に入力の方をいいます。)

傷害セット、疾病セット、親介護の補償

(傷害セット、疾病セット、親介護補償で被保険者本人となれる方の例)

- 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社および関連会社等のうち、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社を契約者とする**団体保険制度の包含団体に含まれる会社に勤務される役員・従業員ご本人、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹およびご本人と同居している親族。**
- 「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。



短期補償コース、長期補償コース(GLTD)

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社および関連会社等のうち、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社を契約者とする**団体保険制度の包含団体に含まれる会社に勤務される従業員ご本人。**ただし、長期補償コース(GLTD)は、非常勤、パート、アルバイトの従業員等、健康保険の対象とならない従業員の方を除きます。

被保険者の年齢制限についてご注意ください!

団体契約にご加入いただくには、被保険者の年齢*制限がございます。
*令和6年9月25日現在の満年齢です。

①傷害セット[ケガの補償] 新規・更改 / 年齢制限なし	②疾病セット[病気の補償] 新規・更改 / 生後15日以上満89才まで
③親介護の補償 新規・更改 /	④短期補償コース、長期補償コース(GLTD)
被保険者(本人) 年齢制限なし	短期 新規・更改 / 満15才以上69才まで
特約被保険者(親御さま) 満20才以上89才まで	長期 60才満了 新規・更改 / 満15才以上59才まで 65才満了 新規・更改 / 満15才以上64才まで

注意事項

- ご加入済の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入のセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
- 疾病セット・親介護の補償および短期補償コース・長期補償コース(GLTD)はご年齢の進行により保険料表の年齢区分が変更となります。今年度の保険料はご継続時点(令和6年9月25日)のご年齢によります。
- 日常生活賠償特約、弁護士費用特約、受託物賠償責任補償特約は、被保険者お1人がご加入いただくことで被保険者ご本人・その配偶者・本人または配偶者と同居の親族または別居の未婚の子が補償の対象となりますので、補償の重複にご注意ください。
- 2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、医師の指示により臨時施設または自宅にて療養をされた場合は、約款上の「入院」として取り扱い、入院保険金等のお支払い対象とする特別な取扱い(以下、「みなし入院」といいます)を実施しており、2022年9月26日以降は重症化リスクの高い、「65才以上の方」・「入院を要する方」・「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」・「妊婦の方」を対象に「みなし入院」の取扱いを継続してまいりました。2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「五類感染症」とされたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症について入院勧告・措置等の対象ではなくなったことから、2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いは終了しております。
- 過去3年で事故件数8件以上かつ支払保険金が50万円以上の場合や、その他著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合は、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

今年度の改定ポイント

1 割引率の改定

ケガの補償、病気の補償、親介護の補償、所得の補償(短期補償コース)の割引率が縮小となりました。三井住友トラストパックは、多くの皆さまのご加入により一般契約には無い割引率が適用されておりますが、この割引率はご加入者様の増減や過去3年間の保険金お支払い実績により毎年見直しが行われます。直近3年間における「新型コロナウイルス感染症」等の影響により割引率が見直しとなったものです。

	昨年度	今年度	
ケガの補償	43.3%(最大)	37%(最大)	
病気の補償	37.0%	30%	
親介護の補償	傷害死亡・後遺障害	43.3%	37%
	親介護一時金	37.0%	30%
所得の補償(短期補償コース)	37.0%	30%	

2 健康状況告知書質問事項の改定

新たにご加入いただく場合や、継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、WEB画面の「健康状況告知入力画面」へご回答が必要です。今年度(2024年9月25日保険始期契約)より、質問事項の内容が緩和されましたのでご案内いたします。

- 疾病セット・親介護の補償(団体総合生活補償保険(MS&AD型))
- 短期補償コース(所得補償保険)
- 長期補償コース(団体長期障害所得補償保険)

改定1 直近の健康状況や過去の治療歴の告知対象期間が短縮されました!

各質問事項について、ご回答いただく対象期間が以下のとおり短縮されました。

質問内容	対象期間/時点	
	改定前	改定後
直近の健康状況	過去3か月	告知日(ご記入日)時点
過去の治療	過去3年	過去2年
がん等の治療歴	これまで(過去無制限)	過去2年

POINT!
既往歴がある方でもご加入いただきやすくなりました!

●疾病セット(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

改定2 妊娠に関する質問事項が廃止されました!

これまで16才以上の女性の皆さまにご確認いただいていた妊娠のご状況については、ご回答不要になりました。

*正常分娩による出産は保険金をお支払いできません。
*質問事項の詳細は40ページをご参照ください。

POINT!
妊娠中の方もご加入いただけるようになりました!

改定3 「親介護の補償」健康状況告知書質問事項の質問が変更になりました。

- ①疾病・症状一覧(介護)内容記載の診断が「過去1度でも」から「過去2年以内」に改定しました。
- ②現在、入院中または療養のため就床中を確認する質問がなくなりました。

*質問事項の詳細は、43ページをご覧ください。



各質問事項の回答がすべて「いいえ」の方は新規加入・増額・特約追加が可能です。この機会に、ぜひご検討ください!

詳細は、40~43ページの「健康状況告知書質問事項」をご参照ください。

40ページの「健康状況告知書質問事項」の質問③についてご説明します。

- ①疾病基本セット(「SC」または「SCW」)のみご加入の方は質問③は回答不要です。
- ②疾病オプション(「SS」)に新たにご加入の方は質問③にも回答ください。
疾病オプション(「SS」)がセットされている方で、疾病基本セットを変更する場合、もしくは基本補償の口数を増口する場合は質問③にも回答ください。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまにつきましては、詳しくは41・42ページをご覧ください。

ライフイベントに合わせた補償の選び方(おすすめプラン)

ライフイベントに応じて必要な補償やその額も大きく変わります。
 大切なのは、その時々自分に合った補償を選ぶことです(パックは1年ごとに見直しが可能です)。
 家族構成や、生活環境が変化した時には、加入している保険の内容をよく確認したうえでその時々ニーズに適した補償を選択ください。



		社会人として生活を開始した	ひとり暮らしを始めた	配偶者をもった	家計を支える立場になった	子供をもった	親が退職した	子どもが独立した	退職した	自動車を購入した	家を購入した	ゴルフ(スポーツ)をはじめた
		まずはベーシックプランからスタート	ご自身の体と家財(動産)に備えます	配偶者も被保険者に加えてはいかがでしょうか	ご自身の収入が家計をささえます	お子さまも被保険者に加えてはいかがでしょうか	親御さまの補償も検討されてはいかがでしょうか	お子さまを被保険者にした親介護プランはいかがでしょうか	バックOBプランで引き続き安心ですか	割安な団体扱自動車保険をご検討ください	病気やケガで働けなくなった場合のローンの返済が心配です	リスクに応じた特約をご検討ください
傷害センター オプション	基本セット	●	●	●	●	●	●	●	OB プランに 変更			●
	日常生活賠償・弁護士費用	●	●	●	●	●	●	●				●
	受託物賠償責任					●						●
	携行品損害	●	●	●	●	●	●	●				●
	ホールインワン・アルパトロス費用											●
	住宅内生活用動産		●				●					
疾病センター	基本セット	●	●	●	●	●	●	●				
	疾病オプション			●	●	●	●					
親介護の補償							●	●				
所得の補償(短期補償コース)					●	●			—		●	
所得の補償(長期補償コース)					●	●			—		●	
団体扱自動車・火災					●					●	●	

傷害セット [ケガの補償]

- 日常生活中、お仕事中、スポーツ中、旅行中など、ケガは国内・国外問わず24時間補償です。
- ケガによる“日帰り入院”“日帰り手術”も対象となります。病気は対象になりません。
- 基本セットは天災危険補償付き



STEP 1 『傷害基本セット』の補償内容をご確認いただき、『セット』をお選びください。

加入限度口数 4口 (15才未満(*)の方は3口)

※加入限度口数を超えてお申込みいただいた場合、上記加入限度口数に読み替えてのご加入になります。
(*)令和6年9月25日時点の被保険者の満年齢

いずれかの『基本セット』をご選択ください。

※複数お申込みいただくことはできません。

保険金額と月払保険料

		P1	P2	P3
		保険金額 (1口あたり)	保険金額 (1口あたり)	保険金額 (1口あたり)
 傷害死亡保険金 (ケガ)	ケガで死亡したとき	500万円	—	—
 傷害後遺障害保険金 (ケガ)	ケガで後遺障害が残ったとき	20万円~500万円	—	20万円~500万円
 傷害入院保険金 (ケガ) 支払限度日数180日	ケガで入院したとき	1日につき 4,000円	1日につき 4,000円	1日につき 4,000円
 傷害手術保険金 (ケガ)	ケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合：傷害入院保険金日額の 5倍		
 傷害通院保険金 (ケガ) 支払限度日数90日	ケガで通院したとき	1日につき 2,500円	1日につき 2,500円	1日につき 2,500円

STEP 2 お選びいただいた傷害基本セットの『口数』を設定してください。

月払保険料 (年齢にかかわらず)	P1	P2	P3
加入限度口数 4口 (15才未満の方は3口)	1口あたり 1,220円	1口あたり 760円	1口あたり 1,090円

▼こんな時にお役に立ちます		加害事故 ~相手方に賠償金を支払~	被害事故 ~自己の被害を相手方から回収~
日常生活賠償	賠償金	日常生活賠償の保険金で賠償金を相手方に支払	補償対象外
	示談交渉	保険会社による示談交渉サービスを活用 (国内のみ)	
弁護士費用		相手方からの賠償金の回収を弁護士に委任 ⇒委任する弁護士費用や法律相談費用を補償	

加害事故、被害事故に備えるため次ページ・オプション1のご加入を検討ください。

⚠ オプションは単独での加入はできません。

STEP 3 必要な『オプション』をお選びください。

保険金額と月払保険料	各加入限度口数 1口	保険金額	月払保険料
オプション 1  日常生活賠償 (注1) 電車等の運行不能賠償責任および示談交渉は国内のみです。  国内のみ補償 弁護士費用 (注1)	国内のみ示談交渉サービス付 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の賠償責任を負われた時や電車等の運行不能賠償責任を補償します。 被害事故における弁護士費用等、法律相談費用についての補償をご希望の場合は後記弁護士費用がお役にたちます。	3億円 (免責金額なし)	KB3 (日常生活賠償のみ) 120円
	日常生活で他人にケガを負わされた等の被害事故に遭い、損害賠償請求を行った場合の相手方との交渉を弁護士に依頼する費用等や法律相談費用を補償します。	弁護士費用等 300万円 (免責金額なし) 法律相談費用 10万円 (免責金額なし)	KB4 (日常生活賠償 + 弁護士費用) 330円
	理不尽な相手や難交渉が予想される相手との折衝、ご家庭の重大事を弁護士に依頼・相談できます。	弁護士費用のみ KB5 210円	
オプション 2  受託物賠償責任 (注1) 日本国内で他人から預かった受託物に限り。	日本国内で他人から預かった(レンタル業者を含みます)財物を過って壊したとき など	20万円 (免責金額5,000円)	JB 20円
オプション 3  国内外補償 携行品損害 (注2)	外出中にひったくりにあい、カバンを盗まれた。外出時誤ってスマホを落として壊してしまった。 など	20万円 (免責金額3,000円)	KH 180円
オプション 4  国内のみ補償 ホールインワン・アルパトロス費用 (注3)	日本国内でホールインワンまたはアルパトロスを達成したとき (祝賀会等の費用)	50万円 (免責金額なし)	HA 400円
オプション 5  国内のみ補償 住宅内生活用動産	泥棒に入られ家財を盗まれたり、火事で家財が燃えたとき など	100万円 (免責金額3,000円)	JS 820円

● 上記オプションのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注1) 日常生活賠償、弁護士費用、受託物賠償責任の補償の対象は、ご本人のご加入で、その配偶者ならびに本人または配偶者同居の親族・別居の未婚の子も補償の対象となります。詳しくは19~20ページをご覧ください。

(注2) 携行品損害保険金の損害の額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。保険期間を通じたお支払い限度額は、保険金額の20万円となります。詳細は21ページをご覧ください。

(注3) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。

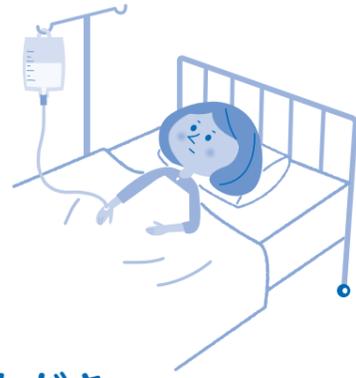
ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は21~22ページをご覧ください。

- ① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合。
- ② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合。

疾病セット

[病気の補償]

- 国内・国外問わず補償の対象となります。(先進医療費用は国内のみ)
- 病気による“日帰り入院”“日帰り手術”も対象となります。ケガは対象になりません。
- 病気による入院前後の通院が補償の対象となります。
- 特定感染症も補償の対象です。



STEP 1 『疾病基本セット』の補償内容をご確認いただき、『セット』をお選びください。

加入限度口数 10口

保険金額と月払保険料

項目	補償内容	加入限度口数 10口	
		SC	SCW (女性専用) 女性特定疾病2倍支払特約付
疾病入院保険金 (病気)	病気で入院したとき	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円 (女性特定疾病の場合2,000円)
疾病手術保険金 (病気)	病気で手術を受けたとき	入院中に受けた手術の場合 20,000円 入院中以外の手術の場合 5,000円	入院中に受けた手術の場合 20,000円 (女性特定疾病の場合40,000円) 入院中以外の手術の場合 5,000円 (女性特定疾病の場合10,000円)
疾病放射線治療保険金 (病気)	病気で放射線治療を受けたとき	10,000円	10,000円 (女性特定疾病の場合20,000円)
疾病通院保険金 (病気)	病気で入院前後に通院したとき	1日につき 600円	1日につき 500円 (女性特定疾病の場合1,000円)
疾病入院時一時金 (病気)	病気で入院した状態が5日以上続いたときに一時金が支払われます	10,000円	10,000円 (女性特定疾病の場合20,000円)
疾病退院時一時金 (病気)	病気で入院した状態が14日以上継続し、退院するときなどに一時金が支払われます	10,000円	10,000円 (女性特定疾病の場合20,000円)

●SCWセットには女性特定疾病2倍支払特約がセットされているため、被保険者の病気が特約記載の女性特定疾病であるときは、その治療を目的とする期間について保険金を2倍にお支払いします。「女性特定疾病」に該当する病気については、33ページ「※印の用語のご説明」をご覧ください。

STEP 2 お選びいただいた疾病基本セットの『口数』を設定してください。

1口あたりの月払保険料	SC		SCW		
	満年齢	金額	満年齢	金額	
令和6年9月25日時点の 本人の満年齢	生後15日～4才	150円	170円	260円	370円
	5～9才	110円	140円	350円	500円
	10～14才	70円	80円	520円	680円
	15～19才	70円	80円	750円	1,030円
	20～24才	100円	130円	1,160円	1,570円
	25～29才	140円	190円	1,730円	2,320円
	30～34才	190円	270円	2,820円	3,850円
	35～39才	190円	300円	4,280円	5,860円
	40～44才	200円	300円	4,840円	6,590円

▲ オプションは単独での加入はできません。

STEP 3 『オプション』の追加をご検討ください。

加入限度口数 1口	保険金額
三大疾病診断保険金 待機期間不設定型 ※24～25ページをご参照ください。	50万円 (保険期間中1回のみ)
介護一時金*	50万円
葬祭費用保険金	100万円限度
先進医療費用保険金	1,000万円限度

※介護一時金は介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

月払保険料 [令和6年9月25日時点の 本人の満年齢]	SS		SS	
	満年齢	金額	満年齢	金額
生後15日～4才	210円	45～49才	800円	
5～9才	120円	50～54才	1,070円	
10～14才	110円	55～59才	1,640円	
15～19才	130円	60～64才	2,950円	
20～24才	130円	65～69才	4,280円	
25～29才	190円	70～74才	6,130円	
30～34才	280円	75～79才	8,480円	
35～39才	380円	80～84才	11,690円	
40～44才	540円	85～89才	26,670円	

公的医療保険の対象外となる先進医療に要する費用^{※1}等を補償します

※1 先進医療に要する費用は、先進医療の技術料のみをいい、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金を除きます。

先進医療に要する費用を補償

たとえば / 重粒子線治療

ガン治療に効果が見込まれる重粒子線治療の自己負担は…
約316万円^{※2}

その他にも、先進医療には様々な高度な医療があります。 ※2 令和4年12月8日 厚生労働省「第117回先進医療会議」資料 [令和4年度実績報告(令和3年7月1日～令和4年6月30日)]より

先進医療を受けるための交通費・宿泊費も補償

たとえば / 重粒子線治療

実施している医療機関は 全国で7病院^{※3}に限られます。
(山形県・群馬県・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・佐賀県)

補償する交通費・宿泊費とは… ※3 令和5年4月1日 現在 厚生労働省ホームページより

- 先進医療を受けるための病院等との間の往復交通費
- 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円が限度)

お客さまに代わり、先進医療に要する費用を医療機関へ直接支払うことが可能なため、自己負担なく、治療が受けられます。^{※4}

※4 直接支払いをご希望の場合は、先進医療を受けられる前に引受保険会社へご連絡およびお支払いに必要な書類のご提出をいただく必要があります。なお、お支払いのための内容確認にお時間を要する場合や、直接支払いの実施を医療機関に同意いただけない場合等、ご利用いただけない場合がございますのであらかじめご了承ください。

Pick up!! データでみる

介護費用

かかる介護費用は?

一時的な費用・毎月かかる費用と合わせて大きな負担になります。

介護にかかる費用

一時的にかかる費用

平均74万円
[福祉用具の購入、住宅改修費用等]

毎月かかる費用

平均8.3万円

いつまで続くか
目処がたないし
金銭面が特に不安なお…

生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(令和3年度)

SS

親介護の補償

[親の介護補償]

親御さまが公的介護保険制度における要介護2以上の状態が90日を超えて継続した場合にお支払いします。「要介護2以上の状態」の説明は34ページを参照してください。
被保険者ご本人の傷害死亡・後遺障害も補償します。



STEP 1 『補償内容』をご確認ください。

加入限度口数 5口

保険金額と月払保険料

		補償の対象者	保険金額 (1口あたり)
傷害死亡・後遺障害保険金 (ケガ)	死亡または後遺障害が発生した場合	被保険者本人	50万円
親介護一時金	要介護2以上の状態が90日を超えて継続した場合	特約被保険者 (親御さま・姻族を含みます。)	100万円

STEP 2 『口数』を設定してください。

1口あたりの月払保険料		親介護一時金 (特約月払保険料)	
特約月払保険料 令和6年9月25日時点の 特約被保険者 (親御さま) の 年齢	加入限度口数 5口	満年齢	OK6
20~24才	10円	55~59才	90円
25~29才	10円	60~64才	200円
30~34才	10円	65~69才	460円
35~39才	10円	70~74才	1,040円
40~44才	10円	75~79才	2,310円
45~49才	20円	80~84才	5,970円
50~54才	40円	85~89才	11,950円

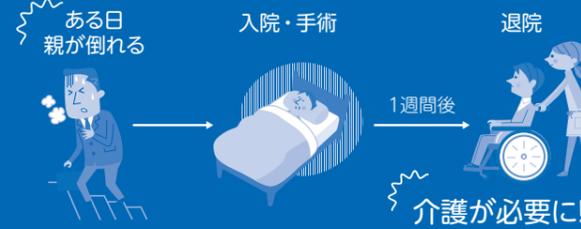
(例1) 親御さま1名がご加入の場合...1口あたりの月払保険料=50円+特約月払保険料
(例2) 親御さま2名がご加入の場合...1口あたりの月払保険料=50円+特約月払保険料+特約月払保険料

- <ご注意>
- 特約被保険者 (補償の対象者) となる親御さまは、WEB申込画面の被保険者ご本人欄に入力の方の親 (姻族を含む) となり、最大2名までご加入いただけます。
 - 1口あたりの保険料は傷害死亡・後遺障害保険料50円に親御さまの年齢に応じた特約保険料を加えた金額となります。
 - 上記特約月払保険料は親御さま1名分の保険料です。また、年齢は令和6年9月25日現在の親御さまの年齢となります。
 - 傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金は被保険者本人の死亡もしくは後遺障害の場合にお支払いします。(親御さまの死亡もしくは後遺障害ではありません。)
 - 傷害死亡保険金および、後遺障害保険金には天災危険補償特約がセットされています。
 - 傷害後遺障害保険金については後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
 - 親介護一時金は介護のため一時的に必要な費用 (介護用品・住宅リフォーム費用等) に充当することを目的とした特約です。

退職後も継続してご加入いただけます

親介護のリスク

親の介護は、突然にやってきます!!

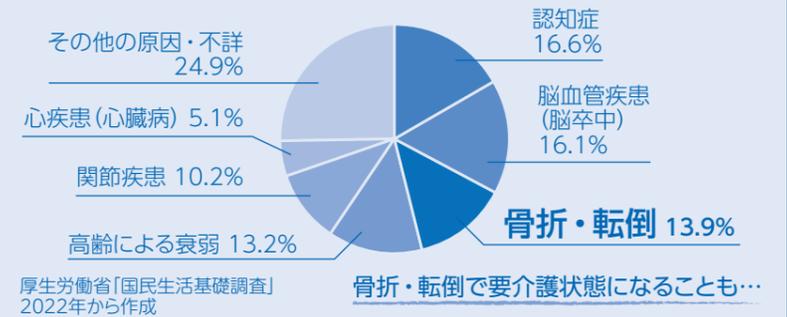


いざ、親の介護に直面したら

- ◎誰が?
 - ◎どこで?
 - ◎どうやって?
- 介護をするのか...
- ◎公的介護保険を利用するには、
どういった手続きが必要なんだろう...
 - ◎介護はいつまで必要なんだろう...
 - ◎費用はいくらかかるんだろう...

介護が必要になった原因は?

介護が必要となった主な原因のトップ3は、「認知症」「脳血管疾患 (脳卒中中等)」「骨折・転倒」であり、突然、要介護状態になることもあります。原因は加齢によるものだけではありません。



このような場合に役立ちます!



改修工事を行う場合の自己負担額の例



手すりの取り付けや段差の解消等、小規模な住宅改修に要する費用が給付されます。利用者がいったん全額を業者に支払った後、支払限度基準額の範囲内でかかった費用の9割 (または8割もしくは7割) が公的介護保険から給付されます。残り1割 (または2割もしくは3割) と支払限度基準額をこえた費用が自己負担になります。住宅を改修した場合の支払限度基準額は、20万円までとなります。



所得の補償 [短期補償コース]



病気やケガによる所得補償

所得補償保険はあなたの収入ダウンをてん補期間1年間を限度としてカバーする保険です。
(従業員ご本人のみ加入できます)

日本国内・国外で病気やケガのために8日以上就業不能(免責期間7日間)となった場合、てん補期間1年間を限度として保険金をお支払いします。(実際の収入がダウンしなくてもお支払いします。)
天災危険補償特約(所得補償保険用)付きですので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガによる就業不能の場合も補償します。

もし、病気やケガで働けなくなって、収入が減少したら…

医療費や生活費、ローンや教育費など、お金はかかるなあ…

どうしよう…



突然の事故や病気で働けなくなっても、出費は止まりません。

STEP 1 『補償内容』をご確認ください。

加入限度口数 10口

保険金額と月払保険料

保険金額(月額) (1口あたり)	保険金額	月払保険料
5万円	S5	

原則、平均月間所得額(33ページ※印の用語のご説明)をご参照ください。)の50%の範囲内で加入口数をお決めください。

<ご注意>

- ご加入いただけるのは満15才以上69才以下の従業員ご本人に限ります。
- 下記は職種別1級(事務系、営業系、システム系等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

STEP 2 『口数』を設定してください。

就業不能となった場合でも、各社の福利厚生制度(給与補償・傷病手当金など)によって一定期間カバーされる場合がありますので、各社の制度内容をご確認のうえ、口数を設定してください。

1口あたりの月払保険料 [令和6年9月25日時点の本人の満年齢]					
加入限度口数 10口					
満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
15~19才	195円	35~39才	495円	55~59才	915円
20~24才	285円	40~44才	620円	60~64才	965円
25~29才	325円	45~49才	740円	65~69才	1,160円
30~34才	400円	50~54才	860円		



所得の補償イメージについて右図をご覧ください。

所得の補償 [長期補償コース] (GLTD*) ※Group Long Term Disability



病気やケガによる長期の所得補償

長期で働けなくなることによる経済的リスク(ローン支払・毎日の生活費・教育費など)をカバーする保険です。
(従業員ご本人のみ加入できます)

病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となり収入がダウンした場合、最長60才または65才まで保険金をお支払いします。
天災危険補償特約、精神障害補償特約付き(2年)です。

病気やケガで働けなくなったら

退職	保険	公的補償	住宅ローン
収入が途絶えてしまう	各種保険の保険料の支払いは続く	所定の要件を満たす場合には障害年金が支給される	支払いは続く

傷病による長期の就業障害は経済的にご本人とご家族にとって大きなリスクになります。

働けなくなった場合の補償と、他の保険の関係

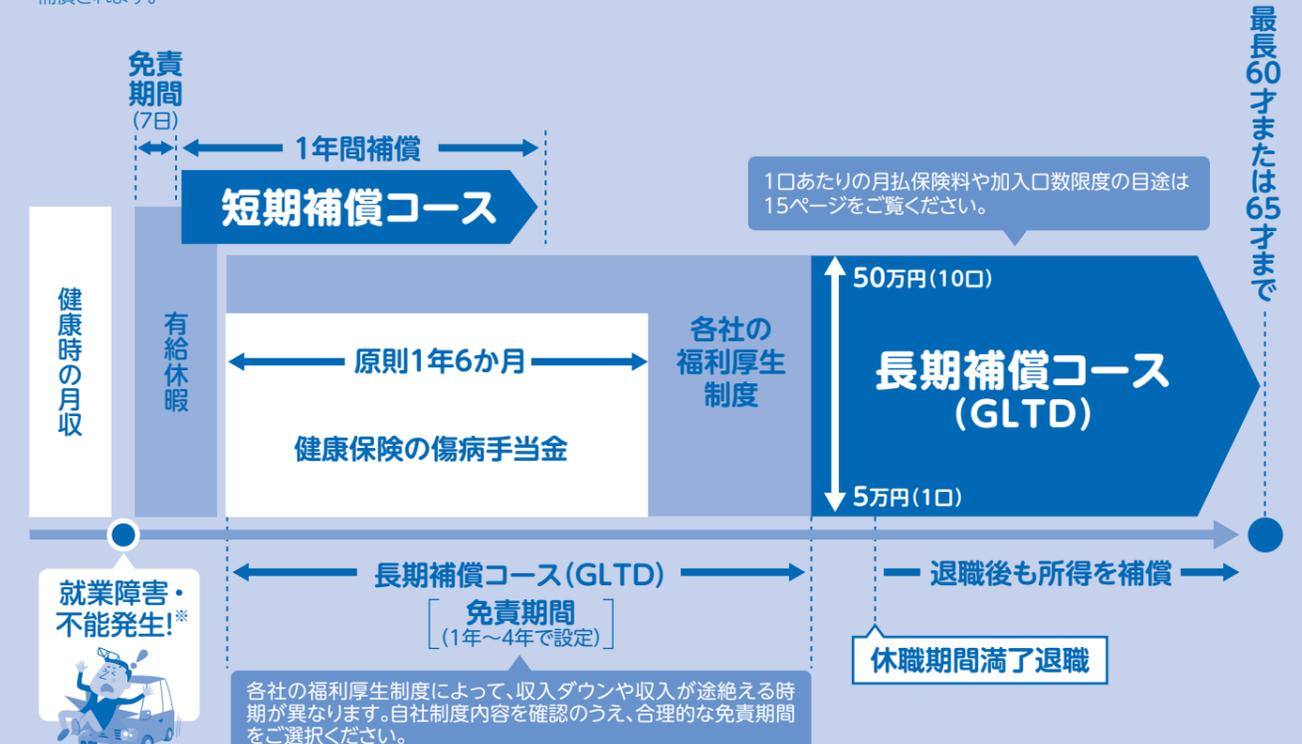
働けなくなるリスク	死亡するリスク
返済が継続	住宅ローン 団体信用生命保険により完済
引き続き必要	生活費 本人分は不要
引き続き必要	教育費 引き続き必要
さらに必要	医療費 不要

そこで!!
長期就業障害時に補償される
長期補償コース (GLTD) が必要です!!
長期間働けなくなった場合の金銭的な支出に備えることができます。

所得の補償イメージ図

(本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです)

- 会社を退職しても保険金支払の要件を満たす限り、最長60才または65才に達する誕生日前日の属する月末まで補償されます。
- 免責期間終了後、就業障害が残りながらも一部復職した場合にも収入が8割まで回復していない場合には、所得喪失率(33ページ)に応じて補償されます。



※就業障害、就業不能とも、障害等級に認定される必要はありません。

STEP 1 『補償内容』をご確認ください。

加入限度口数 10口

保険金額と月払保険料 保険金額

保険金額(月額)(1口あたり)	5万円
-----------------	-----

・免責期間1年6か月以上(本制度では545日以上)の場合は、平均月間所得(33ページ[*]印の用語のご説明)をご参照ください。)の70%[*]の範囲内で加入口数をお決めください。
 例 平均月間所得額 50万円の場合:7口まで
 ・免責期間365日の場合は、平均月間所得(33ページ[*]印の用語のご説明)をご参照ください。)の50%の範囲内で加入口数をお決めください。
 例 平均月間所得額 50万円の場合:5口まで
 [*]公的保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者(給与所得者)について、免責期間が1年6か月以上の場合は、70%となります。なお、公的保険制度の給付期間等が、ご選択された免責期間を超える場合は平均月間所得の50%の範囲内でお決めください。給付期間等は各社によって異なりますので、ご不明な点は代理店・扱者:三井住友トラストライフパートナーズ株式会社(裏表紙に連絡先あり)へお問合わせください。

STEP 2 『口数』を設定してください。

		1口あたりの月払保険料															
免責期間		1年(365日)		約1年半(545日)		約1年9か月(635日)		2年(730日)		約2年半(910日)		3年(1,095日)		約3年半(1,275日)		4年(1,460日)	
年齢/性別		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
60才満	セット名	AM	AW	BM	BW	CM	CW	DM	DW	EM	EW	FM	FW	GM	GW	HM	HW
	15~24才	295円	196円	284円	192円	279円	190円	273円	188円	267円	186円	260円	185円	255円	181円	250円	178円
	25~29才	313円	255円	300円	247円	294円	244円	288円	240円	280円	236円	273円	232円	266円	229円	259円	226円
	30~34才	369円	353円	350円	339円	341円	333円	332円	326円	323円	320円	314円	314円	308円	305円	303円	298円
	35~39才	459円	503円	433円	482円	421円	472円	408円	461円	398円	449円	388円	438円	377円	428円	367円	418円
	40~44才	636円	757円	598円	724円	580円	706円	560円	689円	542円	668円	523円	647円	508円	625円	494円	603円
	45~49才	835円	987円	780円	932円	753円	905円	725円	877円	693円	836円	661円	796円	629円	758円	597円	720円
50~54才	963円	1,066円	869円	968円	823円	920円	775円	871円	706円	791円	638円	711円	571円	632円	506円	553円	
55~59才	959円	955円	919円	923円	900円	906円	879円	889円	863円	877円	846円	865円	834円	855円	820円	845円	
65才満	セット名	IM	IW	JM	JW	KM	KW	LM	LW	MM	MW	NM	NW	OM	OW	PM	PW
	15~24才	302円	203円	292円	199円	287円	197円	281円	195円	274円	193円	268円	192円	263円	189円	258円	186円
	25~29才	324円	267円	312円	260円	305円	256円	299円	252円	292円	249円	285円	245円	278円	242円	272円	239円
	30~34才	386円	374円	368円	361円	359円	355円	350円	348円	341円	343円	332円	337円	327円	330円	322円	322円
	35~39才	490円	549円	465円	529円	453円	519円	440円	509円	431円	498円	422円	488円	412円	479円	401円	470円
	40~44才	708円	867円	672円	836円	654円	820円	635円	804円	618円	785円	600円	766円	588円	747円	575円	727円
	45~49才	1,008円	1,236円	957円	1,186円	931円	1,161円	905円	1,135円	877円	1,100円	848円	1,065円	820円	1,032円	792円	1,000円
50~54才	1,406円	1,634円	1,321円	1,548円	1,279円	1,505円	1,236円	1,462円	1,176円	1,394円	1,117円	1,327円	1,060円	1,259円	1,003円	1,193円	
55~59才	1,583円	1,639円	1,439円	1,494円	1,368円	1,422円	1,297円	1,349円	1,175円	1,222円	1,056円	1,097円	937円	970円	820円	845円	
60~64才	1,540円	1,421円	1,496円	1,388円	1,473円	1,372円	1,450円	1,354円	1,428円	1,338円	1,405円	1,322円	1,385円	1,310円	1,365円	1,298円	

GLTD 4つの特長

☑ 最長60才または65才までのロング補償

病気やケガが原因で就業障害となり、免責期間(365日~1,460日)を超えてその状態が継続した場合、最長60才または65才に達する誕生日前日の属する月末まで(免責期間の終了日の翌日から60才または65才に達する誕生日前日の属する月末までの期間が3年に満たない場合は最長3年間)保険金を被保険者(加入者)にお支払いします。ただし、精神障害による就業障害の場合は、基本契約のてん補期間にかかわらず最長24か月となります。
 ※詳しくは、17ページをご参照ください。

☑ 復職後も引き続き補償

病気やケガが原因で就業障害となり、免責期間(365日~1,460日)を超えて就業障害状態が継続した後に復職した場合でも、障害が残り、一部業務にしか従事できず、かつ20%を超える所得の喪失がある限り、所得喪失割合に応じて保険金を被保険者(加入者)にお支払いします。

☑ 入院だけでなく、通院、自宅療養中も補償

入院に限らず、通院、自宅療養、リハビリテーション中も保険金支払いの条件が満たされる限り、お支払いの対象となります。(医師の指示が必要となります。)

☑ いつでもどこでも24時間補償

就業障害の原因となる病気やケガの発生は業務中・業務外、国内外を問わず24時間が対象です。

■ 簡便な加入手続

ご加入にあたっては、WEB画面の健康状況告知書質問事項にご回答いただくだけで加入できます。

■ 保険金は全額非課税・保険料は生命保険料控除の対象

保険金は全額非課税で受け取ることができます。

<税法上の取扱い> (令和6年3月現在)

● 払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

三井住友トラストパック Q&A

皆さまからよくあるご質問をまとめました。



商品について

Q1 グループ内の他の会社に転籍になった場合もしくは退職した場合、継続可能ですか?

A **転籍** 加入者要件(3ページ)のお申込人となれる方を確認ください。該当する会社に勤務される方は引続き給与引き去りにて加入することが可能です。所定のお手続きが必要です。
退職 OBプランでの継続が可能です。所定のお手続きが必要です。
 →代理店までご連絡ください。連絡先は裏表紙をご確認ください。

ご加入者の範囲

Q2 何才でも加入可能ですか?

A 疾病セットは被保険者本人が生後15日~89才、親介護の補償は特約被保険者(親)の年齢が20才~89才、所得の補償は短期補償コースの場合被保険者本人が15才~69才、長期補償コースの場合被保険者本人が15才~64才の方が加入可能です。傷害セットについて年齢制限はございません。年齢は始期日(令和6年9月25日)現在の満年齢となります。

Q3 同居していない実家の両親は加入できますか?

A 社員本人の両親、義理の両親であれば、同居していなくても加入できます。詳しくは3ページの加入者要件をご参照ください。所得の補償は従業員ご本人のみの加入となります。



健康に関する告知について

Q4 健康に関する告知は必要ですか?

A 疾病セット、親介護の補償、所得の補償(短期補償コース・長期補償コース)に新規ご加入の場合および補償を増額、拡大する場合は必要になります。途中でそれらの補償を追加される場合にも告知が必要です。



Q5 疾病セット単独でも加入可能ですか?

A 可能です。健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。

税法上のお取扱いについて

Q6 税法上の保険料控除の対象となりますか?

A 疾病セット*、親介護の補償(親介護一時金支払特約のみ)、所得の補償は対象となりますので、35ページの税法上の取扱いをご参照ください。
 ※疾病オプションのうち、葬祭費用保険金にかかる保険料は対象外です。

長期補償コース(GLTD)の保険金の受け取りについて

Q7 どのような場合に保険金を受け取れますか?

A 免責期間を超えて病気やケガで働けない状態が続いたとき、免責期間終了後、てん補期間を限度に保険金を受け取ることができます。
 保険金の請求には医師の診断書等が必要になります。なお、出勤状況についても確認させていただく場合がございます。
 ※パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」(30~31ページ)もあわせてご一読ください。



Q8 いつまで保険金を受け取れますか?

A 最長60才または65才に達する誕生日前日の属する月末まで(免責期間の終了日の翌日から60才または65才に達する誕生日前日の属する月末までの期間が3年に満たない場合は3年間)、受け取ることができます。ただし、次のいずれかに該当した時までを限度とします。
 ・就業障害が残らず復職した時
 ・就業障害が残ったまま一部復職し、所得が就業障害発生直前の所得の80%以上となった時
 ・死亡した時(死亡保険金はありませぬ。)

ただし、精神障害を原因とする就業障害の場合は基本契約のてん補期間にかかわらず免責期間終了後、24か月を限度に保険金をお支払いいたします。

Q9 退職しても保険金は受け取れますか?

A はい。
 退職しても在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り保険金を受け取ることができます。



長期補償コース(GLTD)の各お取扱いについて

Q13 就業障害が再発した場合の取扱いは?

A 免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に、前回の就業障害の原因となった身体障害によって就業障害が再発したときは、同一の就業障害の取扱いとして新たに免責期間を適用せずに保険金をお支払いします。

Q14 保険期間の開始前の発病等の取扱いとはどのようなことですか?

A この保険契約の被保険者が加入日(この保険契約の初年度契約および継続契約を通じて初めてこの保険契約の被保険者となった日)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療(診察、検査、投薬を含みます。)を受けていなかったとき、または通常は医師に診察を受けるような症状が現れていなかったときのことをいいます。この場合、保険金をお支払いするというものです。

Q10 一部復職とはどのような状態ですか? また、その場合保険金はどれだけ受け取れますか?

A 一部復職とは、業務に復帰はできなが依然として就業障害が残り、就業障害発生直前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。この場合、就業障害発生直前の所得から20%を超える所得喪失がある場合、その所得喪失率に応じて保険金をお支払いいたします。
 一部復職した場合の保険金(1か月あたり)は、加入保険金額(支払基礎所得額)×所得喪失率(33ページ「※印の用語のご説明」をご参照ください。)の計算により算出します。

計算方法例(1か月あたり)

健康時の所得: 30万円、回復後の所得: 10万円、
 加入保険金額: 15万円の場合

受取保険金

15万円(加入保険金額)×(1-10万円÷30万円(所得喪失率))
 =10万円となります。

Q11 この保険契約と同様の補償をする他の保険契約等がある場合の保険金支払いは?

A この保険契約と同様の補償をする他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、団体就業不能保険など)があり、保険金支払いの対象となる就業障害の期間が重複し、かつ、それぞれの保険契約等について支払われる保険金の合計が平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超える場合で他の保険契約等から保険金等が支払われた場合、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金等の合計額を差し引いた残額をお支払いします。

Q12 労災補償期間中、保険金の受け取りはできますか?

A 労災災害による就業障害の場合でも、保険金支払条件を満たす限り、保険金をお受け取りいただけます。

Q15 免責期間中に一時的に復職した場合はどうなりますか?

A 免責期間開始後に一時的に復職し、その復職日数が28日以内の場合には、一時的復職日数を加えた期間を免責期間とし、その終了日の翌日からてん補期間を開始するものとします。
 なお、28日を超えて復職した場合には、その超えた日以降、初めて免責期間中の就業障害の定義に該当するようになった日から、新たに免責期間を起算します。

Q16 業務中の事故は対象外ですか?

A いいえ。
 業務中に被った身体障害でも補償の対象となります。



保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・
 保険金をお支払いしない主な場合



※印を付した用語については、32~34ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病氣*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(P1、P2、P3、OK6セットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*)によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害入院保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害手術保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
傷害通院保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (次ページへ続く)	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 (次ページへ続く)	

傷害保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害通院保険金 ★傷害補償(MS & AD型)特約	(前ページからの続き) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	(前ページからの続き) ●1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	①保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等*を運行不能*にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア、本人の居住の用に供される住宅*の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (*)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り、)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 免責金額*(0円) (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性による損害 など
弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金 ★弁護士費用特約	①日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害*を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ②日本国内における偶然な事故により被保険者が、法律相談*を行った場合 (*)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用動産の損壊*または盗取をいいます。「身体障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 (*)被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 (*)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。	【左記「保険金をお支払いする場合」①の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した*の額 【左記「保険金をお支払いする場合」②の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した*の額 (*)1事故*につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 (*)2事故*につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 (*)3事故*とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。 (注1)保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 (次ページへ続く)	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ●被保険者相互間の事故によって発生した被害 ●自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中の事故によって発生した被害 ●被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ●住宅または日常生活用動産の詐取または紛失によって発生した被害 ●専ら被保険者の業務の用に供される動産の損壊または盗取によって発生した被害 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。(環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。) ●住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 (次ページへ続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金 ★弁護士費用特約	(前ページからの続き) (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	(前ページからの続き) ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者*から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額と既にお支払いした弁護士費用等保険金の合計額」が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	(前ページからの続き) ●被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●診療、投薬、身体整形、マッサージ等の外科的手術その他の医療処置によって発生した被害 ●妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ●石綿等が有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ●外因性内分泌かく乱化学物質(医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど)の有害な特性によって発生した被害 ●電磁波障害による事故 ●日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談*を行うことによる損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動によって発生した被害(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性によって発生した被害 ●公権力の行使(住宅または日常生活用動産の差押え・没収・破壊等)によって発生した被害 ●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 など
受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約	保険期間中で、受託物*を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊*・紛失・盗難*にあつたことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「受託物」」を除きます。 (*)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り、)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額* + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 免責金額*(1回の事故につき5,000円) (*)被害受託物の時価額が限度となります。 (注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用したの運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的故障・機械的故障(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含まない。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族*に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性による損害 ●別記の「補償対象外となる主な「受託物」」の損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット ☆携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 ^(*) に損害が発生した場合 (*1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^(*) をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 (*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	損害の額 免責金額* (1回の事故につき3,000円) (注1) 損害の額は、再調達価額 [*] によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族[*]の故意による損害 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害など
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場 [*] において被保険者が達成した次のホールインワン [*] またはアルバトロス [*] について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロスア. 同伴競技者 [*] イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ [*] 等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用者、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など (注1)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は、「目撃」には該当しません。 ②達成証明資料 ^(*) によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルフファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 (次ページへ続く)	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用 ^(*) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場 [*] に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ [*] に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護 ^(*) またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン [*] またはアルバトロス [*] を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (*1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (*2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払を証明する領収書等の提出が必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国外で達成したホールインワン[*]またはアルバトロス[*] ●ゴルフ場[*]の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人^(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)[「ゴルフ場の使用人」]には、臨時雇いを含みます。
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場 [*] において被保険者が達成した次のホールインワン [*] またはアルバトロス [*] について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロスア. 同伴競技者 [*] イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ [*] 等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用者、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など (注1)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は、「目撃」には該当しません。 ②達成証明資料 ^(*) によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルフファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 (次ページへ続く)	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用 ^(*) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場 [*] に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ [*] に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護 ^(*) またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン [*] またはアルバトロス [*] を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (*1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (*2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払を証明する領収書等の提出が必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国外で達成したホールインワン[*]またはアルバトロス[*] ●ゴルフ場[*]の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人^(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)[「ゴルフ場の使用人」]には、臨時雇いを含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	(前ページからの続き) ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書 ^(*) により証明できるものに限ります。 (*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	損害の額 免責金額* (1回の事故につき3,000円) (注1) 損害の額は、再調達価額 [*] によって定めます。ただし、被害物が貴金属、宝玉石、宝飾品、骨董(とう)、彫刻物等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、貴金属、宝玉石、宝飾品、骨董(とう)、彫刻物等については、1個、1組または1対について30万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、住宅内生活用動産保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族[*]の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●生活用動産である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の生活用動産に発生した損害を除きます。 ●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害 ●生活用動産に加工(修理を除きます。)を施した場合、加工着手後に発生した損害 ●生活用動産に対する修理、調整の作業(点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。)上の過失または技術の拙劣によって発生した損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害 ●楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の音色または音質の変化による損害 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な「生活用動産」」の損害 など
(住宅内生活用動産(保険金)損害保険金) ★住宅内生活用動産補償特約(新価保険特約(住宅内生活用動産補償特約)用)セット ☆保険の対象の追加に関する特約(住宅内生活用動産補償特約)	保険期間中の日本国内における偶然な事故(盗難・損壊 ^(*) ・火災など)により、被保険者の居住の用に供される住宅 ^(*) 内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族 [*] が所有する生活用動産 ^(*) に損害が発生した場合 (*1)「損壊」とは、滅失、破損または汚損を含みます。 (*2)敷地を含みます。 (*3)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什(じゅう)器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「生活用動産」」を除きます。	損害保険金 × [30%] (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度となります。 (注2) 臨時費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い限度額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国外で達成したホールインワン[*]またはアルバトロス[*] ●ゴルフ場[*]の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人^(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)[「ゴルフ場の使用人」]には、臨時雇いを含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
(住宅内生活用動産保険金) 残存物取片づけ費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約 (住宅内生活用動産補償特約) セット ☆保険の対象の追加に関する特約 (住宅内生活用動産補償特約)	損害保険金がお支払われる場合	残存物取片づけ費用 ^(*) の額 (*) 損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な次の費用をいいます。 ①取りこわし費用 ②取片づけ清掃費用 ③搬出費用 (注1) 保険金のお支払額は、 $\text{損害保険金} \times 10\%$ が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他に ある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	((住宅内生活用動産保険金) 損害保険金と同じ)
(住宅内生活用動産保険金) 失火見舞費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約 (住宅内生活用動産補償特約) セット ☆保険の対象の追加に関する特約 (住宅内生活用動産補償特約)	被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族 ^(*) が所有する生活用動産またはそれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発 ^{(*)1} により、第三者の所有物 ^{(*)4} の損壊 ^{(*)5} が発生した場合 (*)1 第三者 ^{(*)2} の所有物で被保険者以外の方が占有する部分 ^{(*)3} から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。 (*)2 保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。 (*)3 区分所有建物の共有部分を含みます。 (*)4 動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その方の占有する敷地内にあるものに限り、 (*)5 「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。	被災世帯の数 ^(*) \times 20万円 (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、事故が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額 (保険金額が再調達価額 ^(*) を超える場合は、再調達価額とします。) の20%に相当する額が限度となります。 (注2) 失火見舞費用を補償する保険を複数 (引受保険会社、他の保険会社を問いません。) ご契約の場合、失火見舞費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い1被災世帯あたりの支払額に被災世帯の数を乗じた額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他に ある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*) 貴金属等の場合には、損害が発生した地および時における保険の対象の価額となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	保険期間の開始後 ^(*) に発病 ^(*) した病気 ^(*) のため、保険期間中に入院 ^(*) された場合 (以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*) 病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 ^(*) (1,095日) が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・ 1回の疾病入院 ^(*) について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 ^(*) (1,095日) に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 ^(*) を発病 ^(*) された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 ^(*) ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ● 精神障害 ^{(*)1} およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱 ^(*) 、暴動による病気 (テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ^{(*)2} ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^{(*)2} ● 妊娠または出産 (「療養の給付」等 ^{(*)3}) の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。 ● 原因がしかなるときでも、頸(けい)部症候群 ^(*) 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ^(*) ● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 ^{(*)4} (加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 ^(*) した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償するセットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 ^(*) を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (次ページへ続く)
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 ^(*) の治療のために疾病入院保険金の支払対象期間 ^(*) (1,095日) 中に手術 ^(*) を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 ^(*) に発病 ^(*) した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*) 病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 ^(*) について、次の額をお支払いします。 ① 入院 ^(*) 中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 20$ ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療 ^(*) 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金がお支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 ^(*) の治療 ^(*) のために疾病入院治療 ^(*) を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療 ^(*) についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金がお支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	1回の放射線治療 ^(*) について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療 ^(*) についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金がお支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	(前ページからの続き) (*)1 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」によります。(特定精神障害補償特約 (自動的にセットされます。)) のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*)2 これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*)3 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*)4 その病気と医学上因果関係がある病気 ^(*) を含みます。 (*)5 病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*)6 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病通院保険金の支払条件変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする場合で、次の①または②のいずれかに該当されたとき。 ① 疾病入院が終了し退院した後、その疾病入院の原因となった病気 ^(*) の治療 ^(*) のため、通院 ^(*) された場合 (以下、この状態を「疾病入院後通院」といいます。) ② 疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気 ^(*) の治療のため、通院された場合 (以下、この状態を「疾病入院前通院」といいます。) (注) 疾病入院後通院および疾病入院前通院を、以下、「疾病通院」といいます。	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 保険期間の開始時 (疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時) より前の疾病通院の日数 ・ 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間 ^(*) (180日) が満了した日の翌日以降の疾病入院後通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間 (1,095日) 内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・ 1回の疾病入院 ^(*) について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数 ^(*) (90日) に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 ^(*) を発病 ^(*) した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気 (これと医学上因果関係がある病気 ^(*) を含みます。) によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	「疾病入院」の状態が、免責期間 ^(*) (4日) を超えて継続した場合	疾病入院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院 ^(*) につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 ^(*) を発病 ^(*) した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注) および(*)5) の「病気を補償するセット」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
疾病退院時一時金 ★疾病退院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	① 「疾病入院」の状態が14日以上継続した後に、生存して退院された場合 ② 「疾病入院」の状態が365日を超えた場合	疾病退院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院 ^(*) につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 左記「保険金をお支払いする場合」の②により疾病退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による疾病退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注) および(*)5) の「病気を補償するセット」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	医師 ^(*) によって、特約記載の三大疾病 (がん (悪性新生物) ^(*) 、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。) に罹患、発病 ^(*) したことが診断され、治療 ^(*) を開始し、下表の支払要件を充足した場合 (保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院 ^(*) された場合に限り、)	三大疾病診断保険金額の全額 (注1) 保険期間中1回に限り、 (注2) 被保険者が医師 ^(*) から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族 (6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。) が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ● がん (悪性新生物) ^(*) 、急性心筋梗塞または脳卒中を発病 ^(*) した時が、この保険契約の始期日 ^(*) より前の場合 ● 既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん (既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) (次ページへ続く)
	支払事由	支払要件	
	がん (悪性新生物) に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見 (生検) ^{(*)1} により診断された場合に限り、	-	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合					
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	(前ページからの続き) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病したこと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 三大疾病診断保険金を補償するセットに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中(※2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※2)がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>	支払事由	支払要件	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	(前ページからの続き) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。) など (※)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
支払事由	支払要件							
急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。							
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。							
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット	保険期間中に、被保険者*が要介護状態(要介護2以上の状態)*となり、90日を超えて継続した場合 (※)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償するセットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 (注)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものをを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。)による要介護状態 など (次ページへ続く)					

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット			(前ページからの続き) (注)保険期間の開始時*より前に要介護状態の原因となった事由*が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由*が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約	補償対象者*が次の①～③のいずれかに該当され、補償対象者の親族*が葬祭費用を負担された場合 ①保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②保険期間の開始時以降*に発病*した病気*のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合 ③このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気*のため、疾病入院保険金の支払対象期間*が満了するまでの間*に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限り、(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 葬祭費用を補償するセットに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気*を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気*を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1)「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (※2)葬祭費用を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 (※3)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (※4)365日を限度とします。	補償対象者の親族*が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。 (注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<「保険金をお支払いする場合」の①の場合> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用した際のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など <「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合> ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害*およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)* (次ページへ続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約			(前ページからの続き) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(※2) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。)により入院 [*] された場合 など (注)保険期間の開始時 ^(※3) より前に発病 [*] した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気 ^(※4) を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ [*] または病気 [*] の治療 [*] のため、保険期間中に日本国内において先進医療 ^(※1) を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償するセットに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気 ^(※2) を発病 [*] した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気 ^(※2) を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (※2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用 ^(※) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (※)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時 ^(※5) より前に被ったケガまたは発病 [*] した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (※5)先進医療に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約)セット	保険期間中に、特約被保険者 ^(※) が要介護状態(要介護2以上の状態) [*] となり、90日を超えて継続した場合 (*) 普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償するセットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は53ページの<代理請求人について>をご覧ください。	親介護一時金額の全額 (注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] 中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療 [*] を目的として医師 [*] がこれらのものをういた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] など (注)保険期間の開始時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2)公的介護保険制度 [*] を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病入院時一時金、疾病退院時一時金
【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
病気^{*}を補償するセット^(※1)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※2)の原因となった病気^(※3)を発病^{*}した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
②この保険契約のお支払条件で算出した金額
ただし、病気^(※3)を発病した時が、その病気による入院^(※2)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
(※1) 疾病入院時一時金、疾病退院時一時金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
(※2) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
(※3) 疾病入院^(※2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。

セットする特約	特約の説明
疾病手術保険金等支払倍率変更特約(SC、SCWセット)	疾病手術保険金について、入院 [*] 中に受けた手術 [*] の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。
女性特定疾病2倍支払特約(SCWセット)	被保険者の病気 [*] が特約記載の女性特定疾病 [*] であるとき、その治療 [*] を目的とする入院 [*] および通院 [*] の期間ならびに手術 [*] および放射線治療 [*] に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。 同様の取扱いとなる保険金 ・ 疾病入院時一時金 ・ 疾病退院時一時金
保険金の請求に関する特約(SCWセット)	被保険者が医師 [*] から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注)被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 本特約が適用される傷病名 ・ 女性特定疾病 [*]
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(P1、P2、P3、OK6セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [*] のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・ 先進医療費用保険金(P1、P2、P3セットにも同時にご加入の場合に限ります。)
傷害死亡保険金対象外特約(P3セット)	傷害死亡保険金をお支払いしません。

所得補償保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット	保険期間中に、ケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能*となり、その状態が免責期間*(7日)を超えて継続した場合	$\text{保険金額} \times \text{就業不能期間*の月数}^{(*)} + \text{保険金額} \times \frac{\text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}{30}$ <p>(*)1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 (注1)保険金額が被保険者の平均月間所得額*を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2)原因または発生した時が異なる複数のケガ*または病気*により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 ●自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気*(*)やケガ(加入者証等に記載されます。) ●精神障害*(*)を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術*による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 <p>(注)ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時*(*)より前に発病*した病気*(*)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。</p> <p>(*)1)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (2)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (3)就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>

(☆)【再度就業不能*となった場合の取扱い】
 免責期間*を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ*または病気*によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
 就業不能*を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気*(*)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。
 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。
 (*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

特約の説明	特約の説明
セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
無事故戻しに関する規定の不適用特約(自動セット)	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能*が発生しなかったときでも、無事故戻し保険料をお支払いしません。
天災危険補償特約(所得補償保険用)(自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*による就業不能*の場合も、所得補償保険金をお支払いします。

お支払いする保険金のご説明(団体長期障害所得補償保険)

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。
 (注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の可否をご判断のうえ、加入してください。
 (*)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	身体障害*により、就業障害*となった場合	$\text{てん補期間*中の就業障害*である期間1か月につき、次の額をお支払いします。}$ $\frac{\text{支払基礎所得額}^{(*)} \times \text{所得喪失率}^{(*)} \times \text{約定給付率}^{(*)}(100\%)}$ <p>(注1)お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額*(50万円)を限度とします。 (注2)協定書に定めるてん補期間を限度とします。 (注3)支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額*を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 (注4)てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注5)同一の身体障害*により、免責期間*を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 (注6)保険金または共済金が支払われる他の保険契約等*がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額*(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*(*)を限度とします。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p>	<p>(1)新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害*になった場合、就業障害の原因となった身体障害*について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害*(*) ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害*(*) ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害*(*) ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害*(*) ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害*(*) など</p> <p>(3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気*(*)等(加入者証等に記載されます。)による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (*1)テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (*2)「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金		<p>(前ページからの続き) (*) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>(前ページからの続き) (*3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (*4) 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目^(*)7)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1)F04～F09、(2)F20～F51、(3)F53～F54、(4)F59～F63、(5)F68～F69、(5)F84～F89、(7)F91～F92、(8)F95、(9)F99 (*5) 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 (*6) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (*7) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」によります。</p>

※印の用語のご説明

ア行

- 「アルパトロス」とは、ホールインワン[※]以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日^(*)8)からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気^(*)9)(これと医学上因果関係がある病気^(*)10)を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
 (*8) 疾病入院時一時金、疾病退院時一時金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。

カ行

- 「回復所得額」とは、免責期間[※]開始以降に業務に復帰して得た所得[※]の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
- 「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)11)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
 (*11) いずれもそのための練習を含みます。
- 「行政書士が行う相談」とは、行政書士法第1条の3(業務)第1項第4号に規定する相談をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)12)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 ①細菌性食中毒
 ②ウイルス性食中毒
 (*12) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等[※]の固定具を装着した場合に限ります。
 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。

- 「後遺障害」とは、治療[※]の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※]を除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。

サ行

- 「最高保険金支払月額」とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{1}{12} \times \text{あたり保険金額} \times \text{加入回数}$ によって算出した額となります。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間[※]内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院[※]が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

- 「就業障害」とは、被保険者が身体障害[※]を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。
 てん補期間[※]開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率[※]が20%超であることをいいます。免責期間[※]中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。
 なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
- 「就業不能」とは、被保険者がケガ[※]または病気[※]を被り、入院[※]していることまたは治療[※]を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術[※]の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能に含みません。
- 「就業不能期間」とは、てん補期間[※]内における被保険者の就業不能[※]の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術[※]の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。
- 「司法書士が行う相談」とは、司法書士法第3条(業務)第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等[※]を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)13)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 ②先進医療[※]に該当する診療行為^(*)14)
 (*13) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(※2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「女性特定疾病」とは、次の病気をいいます。一部の中皮腫・カポジ肉腫などを除くがん(悪性新生物)*、乳房・子宮・卵巣・腎尿路・甲状腺など特定部位の良性新生物、栄養性貧血など特定の貧血、紫斑病、血小板減少症、甲状腺障害、クッシング症候群・卵巣機能障害などの特定の内分泌腺障害、慢性リウマチ性心疾患、外陰静脈瘤、低血圧(症)、乳房切除後リンパ浮腫症候群、胆石症・胆のう炎など特定の胆のうの病気、関節リウマチ、全身性結合組織障害、ネフローゼ症候群・慢性腎不全など特定の腎臓・尿道の病気、乳房の障害、女性骨盤臓器の炎症性疾患、女性生殖器の非炎症性障害、帝王切開などを除く妊娠・分娩・産じょくにかかわる病気 など特約記載の病気
- 「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害*となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。
- 「所得喪失率」とは、次の算式によって算出された割合をいいます。
$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間}^* \text{終了日の翌日から起算した各月における回復所得}^* \text{額}}{\text{免責期間} \text{が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$
ただし、所得*の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害*の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「身体障害」とは、傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

タ行

- 「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「てん補期間」(所得補償保険)とは、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。この期間内で就業不能*である期間が保険金支払いの対象となります。
- 「てん補期間」(団体長期障害所得補償保険)とは、引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間*終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。

ナ行

- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

ハ行

- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「賠償義務者」とは、被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- 「発病」とは、医師*が診断*(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。(※)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」(団体総合生活補償保険(MS&AD型))とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「病気」(所得補償保険)とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。
- 「平均月間所得額」(所得補償保険)とは、被保険者が就業不能*となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- 「平均月間所得額」(団体長期障害所得補償保険)とは、被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

平均月間所得額 =
$$\frac{\text{(年間収入額}^{(*)}) - \text{(働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(※)})}{12(\text{か月})}$$

- (※1) 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
- (※2) 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
- 「弁護士費用等」とは、損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用*を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。
 - ①あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬^(※1)、司法書士報酬^(※1)または行政書士報酬^(※2)
 - ②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用(※1) 弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。
- (※2) 書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。

- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

- 「法律相談」とは、次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為^(※)、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。
 - ①弁護士が行う法律相談
 - ②司法書士が行う相談*
 - ③行政書士が行う相談*(※) 審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。
- 「法律相談費用」とは、法律相談*の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。
- 「ホールインワン」とは、各ホール第1打が直接カップインすることをいいます。

マ行

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責期間」(団体総合生活補償保険(MS&AD型))とは、支払いの対象とならない期間をいい、加入者証等記載の期間または日数をいいます。

適用される保険金の名称
・疾病入院時一時金

- 「免責期間」(所得補償保険)とは、就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
- 「免責期間」(団体長期障害所得補償保険)とは、保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害*が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せずに、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は該当しません。

補償対象外となる運動等
山岳登山 ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3) 職務として操縦する場合は含みません。 (※4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる職業
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
補償対象外となる主な「携行品」および「生活用動産」
船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。))およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クローラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)
など
(注)「生活用動産」の場合、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型(無人機等を含みます。))およびこれらの付属品、補聴器および漁具は補償対象となります。
補償対象外となる主な「受託物」
日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物
など

ご加入にあたってのご注意



保険契約者について	この保険は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
加入申込人および被保険者となる方の範囲	団体契約に加入いただくには、お申込人・被保険者本人のいずれもが、以下の方であることが条件となります。 ①お申込人 ●三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社および関連会社等のうち、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社を契約者とする団体保険制度の包含団体に含まれる会社 ^(※) の役員・従業員。 ●アンソニエイト社員・嘱託社員・専門社員・アルバイトの方もご加入いただけます。ただし、長期補償コース(GLTD)は、非常勤、パート、アルバイトの従業員等、健康保険の対象とならない従業員の方を除きます。 ②被保険者(補償の対象者)本人 ^(※) ●三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社および関連会社等のうち、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社を契約者とする団体保険制度の包含団体に含まれる会社 ^(※) に勤務される役員・従業員ご本人、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹およびご本人と同居している親族。「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ●「所得の補償」は従業員ご本人のみ加入できます。ただし、長期補償コース(GLTD)は、非常勤、パート、アルバイトの従業員等、健康保険の対象とならない従業員の方を除きます。 (※)新規に加入される方 お勤めの会社が包含団体に含まれる会社かどうかご不明の場合には、代理店・扱者:三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社(裏表紙に連絡先あり)へご確認ください。 (*)WEB申込画面の被保険者ご本人欄に入力の方をいいます。
経営破綻した場合等の保険契約者の保護について	●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。 ●損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。 【病気の補償、所得の補償(短期補償コース、長期補償コース)】 保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。 【ケガの補償】 保険金・解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。 【上記以外の補償】 保険金・解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
ご加入内容登録制度について	お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
共同保険契約について	●所得補償保険は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。 三井住友海上(幹事会社) 引受割合 29% 東京海上日動 // 10% あいおいニッセイ同和 // 61%
次年度契約について	●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。 ●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合 ^(※) 、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。 ※過去3年で事故件数8件以上かつ支払保険金が50万円以上の場合。その他、著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合。 ●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
団体割引について	前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増率が適用されます。
税法上の取扱い(令和6年3月現在)	払い込んでいただく保険料のうち、団体総合生活補償保険(MS&AD型)の疾病保険金部分、所得補償保険および団体長期障害所得補償保険の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。 (注1) 傷害保険部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「傷害セット」のみの場合、「親介護の補償」の傷害死亡・後遺障害保険金については、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。 (注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
加入者証について	ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2 WEB画面への入力の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、WEB画面に正しくご入力いただきますようお願い申し上げます。
入力の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追加をお願いいたします。

① 皆さまご確認ください。

- WEB画面の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご入力いただいていますか?
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご入力ください。
*ご入力いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませましたか?
- WEB画面の「職業・職務」欄(「職種レベル」欄を含みます。)は正しくご入力いただいていますか?
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませましたか?
- WEB画面の「他の保険契約等」欄は正しくご入力されていますか?
*ご加入いただく保険商品のWEB画面によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆ **【所得補償保険】をお申込みの場合**
原則、平均月間所得額(33ページ「※印の用語のご説明」をご参照ください。)の50%の範囲内で加入口数をお決めください。
- ◆ **【GLTD(団体長期障害所得補償保険)(定額型)をお申込みの場合**
・免責期間1年6か月以上(本制度では545日以上)の場合は、平均月間所得額(33ページ「※印の用語のご説明」をご参照ください。)の70%^(*)の範囲内で加入口数をお決めください。
例 平均月間所得額 50万円の場合:7口まで
・免責期間365日の場合は、平均月間所得額(33ページ「※印の用語のご説明」をご参照ください。)の50%の範囲内で加入口数をお決めください。
例 平均月間所得額 50万円の場合:5口まで
(*) 公的医療保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者(給与所得者)について、免責期間が1年6か月以上の場合は、70%となります。なお、公的医療保険制度の給付期間等が、ご選択された免責期間を超える場合は平均月間所得の50%の範囲内で決めください。給付期間等は各社によって異なりますので、ご不明な点は代理店・扱者:三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社(裏表紙に連絡先あり)へお問い合わせください。
- ◆ **【健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ】**ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知入力画面」に正しくご入力いただいていますか?

3 次のいずれかに該当する場合はWEB画面によるお手続きが必要ですのでご確認ください。

WEB画面でお手続きできない場合は「加入申込票」のご提出が必要となります。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種レベルの変更 など)
- 既にご加入されているがご継続されない場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。
詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

健康状況告知書ご回答のご案内(必ずお読みください)

団体総合生活補償保険(MS & A D型)・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険

以下の注意点をお読みいただき、WEB画面の「健康状況告知入力画面」にご入力ください。

- 継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をしていただく必要はありません。
- (*)団体総合生活補償保険：保険金額の増額、疾病オプションのセット等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。
所得補償保険：保険金額の増額等、補償を拡大することをいいます。
団体長期障害所得補償保険：満了年齢の引上げ、口数の増額、免責期間の短縮等、補償を拡大することをいいます。

① 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。WEBからのお申込みの場合は、団体構成員であるお申込人が被保険者の代理としてご回答いただくことが可能です。

[団体総合生活補償保険]
(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金 支払特約 親介護	・基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご入力)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、ご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご入力ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に入力ください。

② 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

③ WEB入力によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知していただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ずWEB画面の「健康状況告知入力画面」へのご入力にてご回答いただきますようお願いいたします。

④ 健康に関する告知が必要な方

[団体総合生活補償保険]
・「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり, X:なし)		回答が必要な質問事項 (○:回答要, X:回答不要)		
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	○	○
○	X	○	○	X
X	X	健康に関する告知は不要です		

- ・「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金専用」の告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	疾病入院時一時金補償特約
	疾病退院時一時金補償特約
	先進医療費用保険金補償特約
本人介護補償	介護一時金支払特約
	本人介護
親介護補償	親介護一時金支払特約
	親介護

[所得補償保険・団体長期障害所得補償保険]
・「所得補償保険」もしくは「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

⑤ 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。
現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

⑥ 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

[団体総合生活補償保険]

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(*) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病入院時一時金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病退院時一時金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病した三大疾病 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがん診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
葬祭費用補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*)1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償するセットを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償するセットのご加入時」をいいます。
- (*)2)その病気と医学上因果関係がある病気を含まず。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (*)3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (*)4)その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含まず。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

[所得補償保険]
ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^(*)より前に発病した病気^(*)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
(*)1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
(*)2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含まず。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

[団体総合生活補償保険]
ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^(*)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^(*)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
(*)1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
(*)2)治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

⑦ その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

[団体総合生活補償保険]

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、WEB画面の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	<告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 WEB画面の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
疾病入院時一時金補償特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
疾病退院時一時金補償特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
介護一時金支払特約	本人介護
先進医療費用保険金補償特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
葬祭費用補償特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
親介護一時金支払特約	親介護
	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。

[所得補償保険・団体長期障害所得補償保険]

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、WEB画面の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。
(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。
・ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。
なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。
なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>
ご加入をご継続いただくことができません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

WEB画面にて、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。「質問」の回答がすべて「いいえ」の場合、疾病コード、疾病・症状名が自動的にクリアされます。
加入申込票の場合は、疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

- ・各疾病コードに属する疾病・症状は、次ページもしくは引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。



ご加入後の補償内容に置いた質問事項の回答をご記入ください。

疾病			本人介護	特定疾病対象外欄
質問1	質問2	質問3	LTA	RO
506 疾病コード	507 疾病・症状名(カナ)	508 疾病・症状名(カナ)		
509 疾病・症状名(カナ)	510 疾病・症状名(カナ)	511 疾病・症状名(カナ)		
512 疾病・症状名(カナ)	513 疾病・症状名(カナ)	514 疾病・症状名(カナ)		
515 疾病・症状名(カナ)	516 疾病・症状名(カナ)	517 疾病・症状名(カナ)		

※告知者ご署名欄
R5年 10月 1日 三住 太郎

疾病・症状一覧表

分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系の疾患	A0	心臓弁膜症*、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動脈静脈奇形(脳動脈静脈瘤)、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、それいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔彎曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G0	結核(腎結核を除きます。)
	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎* ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3	中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病*、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死 ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャープ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)
職業病	N0	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
妊産・出産にかか	Q2	上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) ・所得補償保険・
団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書質問事項

ご回答は WEB 画面の「健康状況告知入力画面」にご入力ください。

- 「健康状況告知書ご回答のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。
- 「団体総合生活補償保険 (MS&AD型)」「所得補償保険」「団体長期障害所得補償保険」にお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、必ず被保険者(補償の対象者)となる方ご自身 (WEB手続の場合は団体構成員) がWEB画面の「健康状況告知入力画面」にお答えください。^(*)
(*) 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) については、告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。

告知対象外となる傷害・ 疾病一覧	●ケガ* ●正常分娩 ※以下については、疾病として告知対象となります。 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷
---------------------	--

【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】

「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合は、下記の質問1, 2につきご回答ください。

質問1, 2の回答のいずれかが「はい」の場合: お引受けできません。

質問1, 2の回答のいずれも「いいえ」の場合: お引受けします。

質問 1	*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。次のいずれかに該当しますか(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等*は除きます)。 ①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等*をすすめられている。 ②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14 日以上の入院をしたことがある。 ※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。
質問 2	*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査*・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。 ①「がん」、 「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」 ※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「本人介護補償」が含まれている場合は、下記の質問3につきご回答ください。

質問3の回答が「はい」の場合 : 「本人介護補償」はお引受けできません。

質問3の回答が「いいえ」の場合: 「本人介護補償」をお引受けします。

*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問 3	*「本人介護補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「疾病補償」にお申込みの方は質問1, 2にもご回答ください。次のいずれかに該当しますか。 ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。 ③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、次ページの「疾病・症状一覧(介護)」記載の病気や症状と診断されたことがある。
---------	---

疾病・症状一覧(介護)	
脳血管系の病気等	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症(肺梗塞等) ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等) ●肺線維症 ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)
腎臓系の病気等	●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物を除きます) ●脳腫瘍
その他	●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限り) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害(注) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等)でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください) (注)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続加入いただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。現在ご加入いただいている契約の加入者証や、WEB画面の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^{※1}については、保険金をお支払いしません。

各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページ、39ページ、または「加入者証」等に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。

引受保険会社のホームページへは、右記のQRコード^{※2}からアクセスいただけます。

※1 お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

※2 QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

WEB画面の健康状況告知入力画面にて、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。「質問」の回答がすべて「いいえ」の場合、疾病コード、疾病・症状名が自動的にクリアされます。

なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入を継続いただくことができません。

ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

〔所得補償保険〕〔団体長期障害所得補償保険〕

新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問1,2につきご回答ください。

質問1,2の回答のいずれかが「はい」の場合:お引受けできません。

質問1,2の回答のいずれも「いいえ」の場合:お引受けします。

質問1	次のいずれかに該当しますか(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等 [*] は除きます)。 ①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等 [*] をすすめられている。 ②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上の入院をしたことがある。 ※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。
質問2	告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査 [*] ・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。 ①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」 ※検査結果が異常なしかった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまは前ページをご覧ください。

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・親介護一時金 健康状況告知書質問事項

ご回答はWEB画面の「健康状況告知入力画面」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご回答のご案内」をご覧ください。
 - 「親介護補償」にお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
 - 下記の質問事項には、介護を受ける方^(※1) (特約被保険者)に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。^(※2)
また、ご確認方法を選択してください。
- (※1) 基本部分の被保険者の親御様(姻族を含みます。)をいいます。
(※2) 「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方^(※1)を代理して、ご回答いただきます。

なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

- 下記質問の回答が「はい」の場合、お引受けできません。ご了承ください。
- *病名・症状名が判明しない場合は、病名・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問	<p>次のいずれかの項目に該当していますか。</p> <p>①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。</p> <p>②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。</p> <p>③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、下表の「疾病・症状一覧(介護)」記載の病名や症状と診断されたことがある。</p>
確認方法	<p>特約被保険者となる方(親御様)へのご確認方法を以下からご選択ください。</p> <p>(複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に○印をしてください。)</p> <p>(選択肢) ①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段</p>

疾病・症状一覧(介護)

脳血管系の病名等	<ul style="list-style-type: none"> ●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病名等	<ul style="list-style-type: none"> ●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心房細動、心房細動、心房頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病名等	<ul style="list-style-type: none"> ●肺塞栓症(肺梗塞等) ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等) ●肺線維症 ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)
腎臓系の病名等	<ul style="list-style-type: none"> ●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病名等	<ul style="list-style-type: none"> ●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* <p>*ウイルスキャリア(感染者)を含みます。</p>
筋・骨格系の病名等	<ul style="list-style-type: none"> ●後遺症の残る骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	<ul style="list-style-type: none"> ●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます) ●脳腫瘍
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限り) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害⁽²⁾ ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください) <p>(注)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p>

重要事項のご説明

契約概要のご説明

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になる場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人 ^(※1)	配偶者	その他親族
本人型	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^(※1) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
介護一時金支払特約[本人介護]	
先進医療費用保険金補償特約	本人 ^(※1) の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族) (注)本人 ^(※1) は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
葬祭費用補償特約	
日常生活賠償特約	(a)本人 ^(※1) (b)本人 ^(※1) の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^(※1) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※1) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^(※1) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※1) またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※2) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
受託物賠償責任補償特約	
ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人 ^(※1)
弁護士費用特約	(a)本人 ^(※1) (b)本人 ^(※1) の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^(※1) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※1) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^(※1) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※1) またはその配偶者の未婚の子)

親介護一時金支払特約[親介護]	本人 ^(※1) の親(姻族を含みます。2名までを限度とし、うち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
-----------------	---

- (※1)WEB画面の被保険者ご本人欄入力の方をいいます。
 - (※2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレット18~28、32~34ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレット18~28、32~34ページをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット18~28、32~34ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

パンフレット18~28、32~34ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、WEB画面の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご確認ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット7~11ページの保険金額欄およびWEB画面、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましてはWEB画面の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することとなります。[注意喚起情報のご説明]の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、WEB画面に表示された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。WEB画面の入力内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限ります。)

③被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限ります。)

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご回答のご案内」をご覧ください。

(2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、WEB画面の保険金請求履歴欄にその内容を必ず入力してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(MS&AD型) ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット18～28、32～34ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1)保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

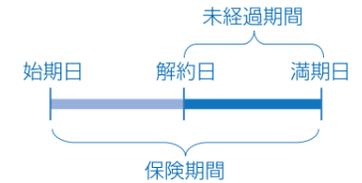
6 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット35ページをご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

パンフレット36ページをご参照ください。

10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2)新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社

- 本店(東京) (無料):0120-005-738
- 大阪支店 (無料):0120-445-297
- 名古屋支店 (無料):0120-188-967

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス
こちらからアクセスできます。
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

- ・受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

重要事項のご説明

契約概要のご説明

所得補償保険

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

① 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で満15才以上69才以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	WEB画面の被保険者欄入力の方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレット29、32～34ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレット29、32～34ページをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット29、32～34ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレット29、32～34ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、WEB画面の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている高額療養費制度等の公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただきます(就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット13ページの保険金額欄およびWEB画面、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

② 保険料

保険料は保険金額・年令・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、WEB画面の保険料欄にてご確認ください。

③ 保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

④ 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

⑤ 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

⑥ 無事故戻し返れい金

無事故戻しは行いません(無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。)

注意喚起情報のご説明

所得補償保険

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

① クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

② 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、WEB画面に表示された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。WEB画面の入力内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①被保険者の「職業・職務」

②他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

③被保険者の「生年月日」、「年令」

④被保険者の健康に関する告知

【健康に関する告知について】

・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、WEB画面の「健康状況告知入力画面」に、必ず被保険者本人ご自身でご入力ください。

・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^(*)より前に発病した病気^(**)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*)1新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(**)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

・加入者証記載の職業・職務を変更した場合

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、WEB画面の保険金請求履歴欄にその内容を必ず入力してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険

③ 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

④ 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット29、32～34ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

⑤ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

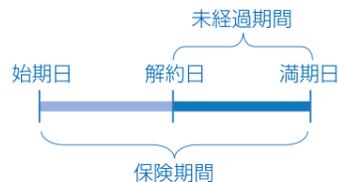
⑥ 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



- 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット35ページをご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

パンフレット36ページをご参照ください。

10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なる場合があります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】
三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社

- 本店(東京) (無料):0120-005-738
- 大阪支店 (無料):0120-445-297
- 名古屋支店 (無料):0120-188-967

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

重要事項のご説明

契約概要のご説明

団体長期障害所得補償保険

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書(協定書)」(以下協定書といひます)等によって定まります。ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が60才満了プラン:満15才から満59才までの方、65才満了プラン:満15才から満64才までの方
被保険者の範囲	WEB画面の被保険者欄に入力の方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は、パンフレット30~34ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)とお支払いする保険金の額

パンフレット30~34ページをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット30~34ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレット30~34ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、WEB画面の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、パンフレット15ページの保険金額欄およびWEB画面等にてご確認ください。

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいひます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

・所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。

- 健康保険、共済保険の加入者(給与所得者など):50%*

(*)公的医療保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者(給与所得者)については、免責期間が1年6か月以上の場合には70%とします。

2 保険料

保険料は支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にお払込みいただく保険料につきましては、WEB画面の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みしていただくべき保険料のお払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

団体長期障害所得補償保険

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることから、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回またはご加入の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

2 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、WEB画面に表示された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。WEB画面の入力内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」、「年令」、「性別」

③被保険者の健康に関する告知

【健康に関する告知について】

・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、WEB画面の「健康状況告知入力画面」に、必ず被保険者本人ご自身でご入力ください。

・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^{(*)1}からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^{(*)2}は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(*)1新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*)2治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、WEB画面の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご入力ください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。)をいいます。

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の可否をご判断のうえ、ご加入ください。

(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙記載の方法によりお払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット30～34ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット表紙記載の方法によりお払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除することがあります。

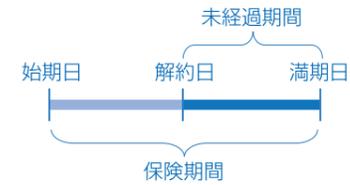
6 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかに申出ください。

- 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット35ページをご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

パンフレット36ページをご参照ください。

10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2)新たな契約(団体長期障害所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たな契約の保険期間の開始時より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たな契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料^(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(*)保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社

- 本店(東京) (無料):0120-005-738
- 大阪支店 (無料):0120-445-297
- 名古屋支店 (無料):0120-188-967

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

代理店・扱者

三井住友トラスト・グループの皆さまの保険代理店 三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社

本店(東京)

東京都千代田区神田錦町3-11-1 5F

 **0120-005-738** (無料)

 **03-3233-6756**

名古屋支店

名古屋市中区栄3-15-33 栄ガスビル8F

 **0120-188-967** (無料)

 **052-242-6597**

大阪支店

大阪市中央区北浜4-5-33 住友ビル7F

 **0120-445-297** (無料)

 **06-4706-2056**

引受保険会社

(幹事会社)

三井住友海上火災保険株式会社 金融法人第二部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

 **03-3259-6631**